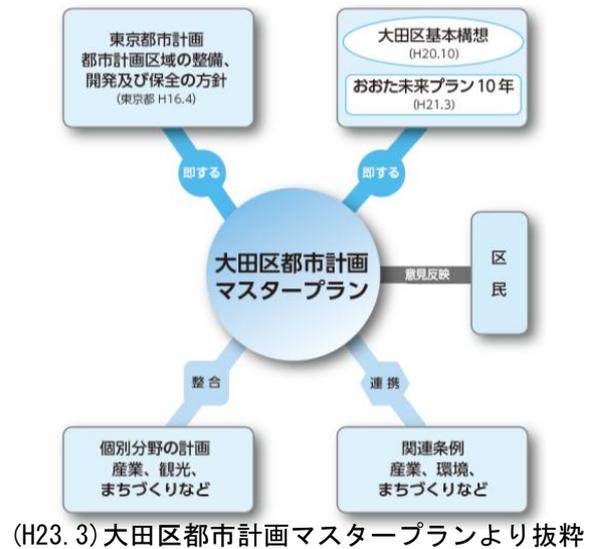


大田区都市計画マスタープランの改定について

1 都市計画マスタープランの位置付けと関連計画

大田区都市計画マスタープランは、都市計画法 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、「大田区基本構想」や「おおた未来プラン 10 年」などに即して、概ね 20 年先を目標年次として定めた都市計画の基本方針である。

また、東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）、区の個別分野の計画や、関連条例とも整合・連携するものである。



2 改定の概要

(1) 現状

大田区都市計画マスタープランの前回改定から平成 33 (2021) 年で 10 年経過する。

- ・当初策定：平成 11 (1999) 年
- ・前回改定：平成 23 (2011) 年

(2) 改定の背景・目的

○背景

前回改定以降、東日本大震災の発生、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、訪日外国人客数の増加などの社会動向の変化や、新たな行政計画の策定・まちづくりの進展など区を取りまく状況は、大きな変化が生じている。

○目的

区の内外を取り巻く情勢の変化などを踏まえて、具体性ある将来ビジョンを確立し、まちづくりを推進するため、都市計画マスタープランの改定に向けた検討を平成 31 (2019) 年度から開始する。

(3) スケジュール (予定)

- 平成30 (2018) 年度： 事前調査、事業者選定
- 平成31 (2019) 年度： 骨子作成、有識者委員会、区民参画
- 平成32 (2020) 年度： 素案作成、有識者委員会、区民参画
- 平成33 (2021) 年度： 案作成、パブコメ、都協議、改定